

委員および一般からの意見

委員からの流域委員会の審議に関するご意見、ご指摘（2002/3/12～2002/4/4）

2002/3/18

メール

原田委員（淀川部会）

- 第13回淀川部会（3/14開催）にて河川管理者より提出された資料（資料4）に対する感想、質問が寄せられました -

淀川部会における委員発言に対応する資料を読ませていただいて

淀川部会委員 原田泰志

私のいろいろな疑問に対し、丁寧にご対応いただきありがとうございます。

以下、読ませていただいた感想や、さらにわいてきた疑問など述べさせていただきます。

1：この点については、趣旨は了解いたしました。もう少し、議論しておきたいこともありますが、現段階ではあまり重要ではないと判断しますのでここでおかせていただきます。ありがとうございました。

2：大きくわけて、2点おうかがいします。専門家からみられて非常識な質問をしているかもしれませんが、その場合にはご指摘いただけますと幸いです。また1の趣旨のもとでは、ここで述べるとはあまり重要ではないのですが、具体的に治水計画を立てられるときには重要となるとお思いますので、述べさせていただきます。

ア：モデルの「検証」の意味ですが、洪水実績にあわすようにパラメータをあわせた（いわゆるキャリブレーションをした）というだけでなく、モデルの仮定している（と思われる）、流出量の貯留量への非線形的依存性を表す関数型等を個々の流域ごとに検証したということでしょうか。とくに、今回シミュレーションされたような過去に経験していない豪雨のシミュレーションにおいては、これまで経験した降雨の範囲の経験値から外挿できない関係を示す可能性があると思うのですが、大丈夫でしょうか？

イ：引用された、建設省河川砂防技術基準（案）同解説 調査編より抜粋された部分には理解ができない部分がありました。

（5-12）にpとあるが、これはcの間違い？

（5-13）式の Q_i は Q_f のまちがい？

（5-13）の説明の S_1 は S のまちがい？

これらの他にもミスプリントがあるのではないかと想像します。できれば訂正版を再度おしめしくださるようお願いいたします。

(重要) (5-13) 式の貯留量と流出量との関係と、(5-15) の流域からの流出量の式(貯留量が出てこない)とは、必ずしも両立しないように思うのです。なにかわたしが考え違いをしていると思いますのでご指摘ください。

具体的にKやcの値はどれくらいなのでしょう？興味がありますのでできたら教えてください。(5-12)は広い範囲の貯留量においてよいあてはまりを示しているのでしょうか？

3 : よろしくお願いたします。単なる必要性の説明にとどまらず、ダム建設するかどうかの判断をするために必要と河川管理者が考えられる資料を(外部から要求されてはじめて出すのではなく)、最初からできるだけお示しいただければと思います。もちろんすべてを配付することは不可能ですから、科学論文の記述のように、一部の資料は引用するかたちであらざるをえないと思います。

4 : (以前に)拝見いたしました。ありがとうございました。

5 : 法律にも根拠があるのですが、なにか、もうすこし上手なやり方がないかと思います。すでにいろいろ議論されているのですが…。民有林を新規に住宅地造成する場合等とあまり本質的に状況は変わらないようにすら思えるのですが。

6 および維持流量の現状：ありがとうございます。維持流量もえらく削減されることがある現実、水質のために維持流量を流している面が大きいという現実、など、その後、関係の方などからも情報をいただきました。ただし維持流量の減少と水質の関係について十分な資料はないように思いました。9ページ10ページの図を拝見し、関係の方からいただいた情報もいれて考えますと、維持流量を下げた分だけ琵琶湖からの放流量をいつでも減らせるわけではなさそうなこと、すなわち私が最初考えていたほど単純ではなさそうなこともわかりました。ただ、私自身、先日の会議でのべた、維持流量もダム等と同様に考慮の対象となるべきという考えには変わりません。大川の維持流量は28ページにありますような新淀川の水質・環境、寝屋川の水質・環境等とのトレードオフがあるだけでなく、利水のためのダム開発を通じて、源流の環境とのトレードオフがあることも認識しておくべきとは今でも考えています。なお、念のため申し添えますと、このトレードオフが特段重要と考えているわけではなく、これまで考えられてこなかったトレードオフもひろく考慮にいれて、総合的に利水の問題を考えるべきではないか、という考えのあらわれとご理解いただきたく思います。

7 : 疑問が完全に解消したわけではありませんが、河川管理者が十分な検討をされたうえで責任をもって書面で回答されたものですので、現状の技術でのもっとも妥当な判断であると理解します。なお、過去の洪水時に現実にこのことを行うにはどのようなダム操作が必要であったか。それはどういう理由で困難かをもう少し具体的にしめしていただけたならさらに深く納得がいくのですが、そこまでは求めません。ありがとうございました。ただ、一点だけ教えてください。放流可能量合計2440トンの算出の根拠になっている、高山ダムの1300トンの説明が洪水調節開始流量となっていますが、放流可能な最大流量はそれより大きいように図3では見えます。間違いでしょうか？

一般からの流域委員会へのご意見、ご指摘（2002/3/12～2002/4/4）

	発言者 所属等	傍聴 希望	受 取 日	内 容
1	奥中久米司 氏	×	3/16	（第9回委員会傍聴希望の際に添えられていたご意見です。） 干潟や葦の姿復元 自然再生推進法案特に近畿地方の政令指定都市、自然環境の破壊が著しい地域に新たに自然を整備する支事業なども含まれており、政令指定都市の環境再生にもつなげる、特に資格者はISO14001の以上する。
2	上野やす子 氏	×	3/17	（第9回委員会傍聴希望の際に添えられていたご意見です。） 前回出席させていただいているいろいろな意見を聞きこの問題をどうして市民や一般の人が知ることが出来るのかまた行政はと思われました。 私は彦根市の環境で先日多景島付近の水質検査をしに行きましたが10年前のことを思うと水の色が違っていました。（出席者の中ではまだまだ美しいと言っていたら私でしたが）私は10年でこれだけ違ってびっくり致しました。琵琶湖の水が全部入れ替わるのには17年間かかります。17年間は長いと思う人また短かく思う人いろいろでしょう。でも大切にしてほしいのです。また川では水中生物の大切さも知ってほしいですね。水中生物によって美しい水がどうか簡単に知ることが出来ると思いますので学校や自治体で勉強会などするといいのではと思います。
3	大阪都島少 年硬式野球 協会 小林恵二氏	×	3/18	淀川水系流域委員会 芦田和男委員長宛に、大阪都島少年硬式野球協会 代表小林恵二様から、「淀川河川敷工事計画に対する請願申請書」が提出されました。 別紙1を参照ください。尚、別紙本文中添付書類（11,236名の請願書名簿）については、掲載を省略しております（庶務にてお預かりしております）。
4	井上哲也氏	×	3/26	湖沼・河川の水質の保全に関するご意見が寄せられました。 別紙2を参照ください。
5	石橋亮氏	×	3/29	私は淡水二枚貝について色々調べさせてもらっています大学院生です。琵琶湖淀川水系のシジミ類について調べたのですが、琵琶湖（南湖）、淀川、宇治川、桂川などでは、在来日本産シジミが姿を消しており、外来性のタイワンシジミに置き換わっています。しかし、不思議と琵琶湖の水が入っていない淀川水系（芥川を除く）では、在来日本産シジミが確認されております。私は外来性シジミの増加について、輸入シジミが関わっているのではないかと考えております。私としましては、シジミの輸入により外来性シジミが広範囲に広がっていること、それにより在来産シジミの生息環境が脅かされていることを一般の人たちにも広く理解していただくことが必要かと存じます。
6	京都府木津 町長 宮本裕三氏	×	4/3	淀川水系流域委員会 芦田和男委員長、淀川水系流域委員会淀川部会 寺田武彦部会長宛に、淀川水系流域委員会へ、ご意見が寄せられました。 別紙3を参照ください。
7	枚方市役所 大橋謙一氏		4/3	本市では、毎年市政モニターによるアンケート調査を実施していますが、平成13年度は「淀川」など3項目について調査を行ないました。 「淀川」については別紙の通りです。淀川部会での検討の資料として御活用いただければ幸いです。なお、設問によっては複数回答になっているものもことから、回答の合計が100%を越えているものもあります。 別紙4を参照ください。

	発言者 所属等	傍聴 希望	受 取 日	内 容
8	NGO「海洋の 空」研究グ ループ 赤井一昭氏	×	4/4	淀川、猪名川の河川浄化構想のご提案が寄せられました。 別紙 5 を参照ください。
9	精華町役場 荒木氏	×	4/4	精華町において策定中である河川敷運動公園整備計画の進捗状況と木津川河川 敷についてのご意見が寄せられました。 別紙 6 を参照ください。

淀川河川敷工事計画に対する請願申請書

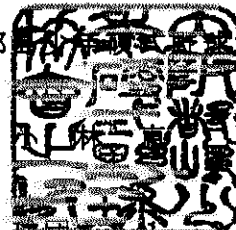
平成14年 3月18日

淀川水系流域委員会

委員長 芦田和男様

請願申請人 大阪都外少年野球連盟協会

代表



外少年野球5球団、11,326名連署

添付書類

- ① 請願地付近見取図
- ② 青少年の現状・意識等についてのアンケート調査(子ども・大人)の結果について【大阪市市民局青少年対策課編集発行】
- ③ 請願署名簿(11,326人署名)

請 願 書

新世紀の幕開けと共に、今地球上では 私たちが考えられなかった戦争が始まりその影響で、住宅や教育施設が破壊され何の関係もない子どもたちが犠牲者となり、戦争の巻きぞえで大怪我をしても治療介護されずに死んでいく子どもたち、餓死により死んでいく子どもたち、また国内に目を向けますと今までにない不況の嵐で各企業ではリストラがされ、再就職するにも困難で収入を閉ざされた家庭の子どもたちが進学を断念し就職するにも不況で就職採用されずに非行化していく現象が多いことは私たちの地域だけではないと思います。時代を担う青少年が心身ともに健やかに成長することは我々大人たち全ての願いでございますが、青少年をとりまく社会環境は様々な問題を抱え少子化、核家族化などといった現象から起こる家庭問題、いじめや不登校最近では覚醒剤乱用など多種多様な問題が山積みされておりこのような世界はもとより国内情勢が続く中、今の子どもたちは「私たちが住んでいる地球は、日本は、良い国だ！」と胸を張って言える子どもたちはどれくらいいるのでしょうか？

我々、少年野球球団は、営利を目的としない団体であり各役員、指導者も奉仕の精神で野球を通じて青少年の健全育成のため日々精進致し、少年野球を通じて創造性豊かな人材育成を目指し社会貢献する奉仕の精神・道徳教育の充実を図り次世代を担う青少年たちの健全育成を目的としての球団運営を推進いたしております。現在河川敷工事を予定されておられる地域には、野球を通じて青少年の健全育成をはかっております球団は6球団あり、その子どもたちは、「高校野球で甲子園に出場したい！僕はプロ

野球選手になりたい！将来大リーガー選手になりたい！」と非行にはしることなく小さな胸に大きな夢と希望を抱いて一生懸命野球に取りくんでいる青少年たちばかりでございます。今、河川敷工事計画実施により青少年たちからグラウンドを撤去されてしまいますと青少年たちの「夢をかたちに！」できないばかりか私たち大人も長期的な視野をもって家庭・学校・地域の関係者が青少年健全育成のお手伝いできないことになろうかと存じます。

本年度より小中学校は週休2日制になりその青少年たちが暮らします私たちの愛するまち大阪市では「スポーツパラダイス大阪」を提唱されておられます。しかしながら、そのスポーツする公園広場等がスポーツ人口と反比例して少なく、公園に行きましてもホームレス生活の大人達が公園を占領し青少年たちとのトラブルが社会問題にもなっておりますのはご承知のとおりです。どれだけ、青少年たちにとりましてひとつでも多くのグラウンド・運動場等が必要であるということは本件添付書面②の大阪市によります調査「青少年の現状・意識等についてのアンケート調査（子ども・大人）の結果について（9頁参照）」により明確な回答がでております。

是非とも国土交通省の行政機関に本件をお取り上げ戴きたく昨年12月に「国土交通省近畿地方整備局淀川工事事務所、事務所長 宮本博司様」宛に本件申請するように国土交通省近畿地方整備局淀川工事事務所毛馬出張所、所長様よりご指示頂き申請に至りました。

国土交通省関係管理職員の方々より説明会を開催して頂きご面談協議させて頂きましたところ本件及び河川敷施工等の計画に関しましては、「淀川水系流域委員会」にて協議、審議決定する旨のご案内を賜りまして、改めまして本件を「淀川水系流域委員会」に申請させて頂きます。

ご賛同していただけます方々の熱き意志（添付書面③請願署名簿提出）をもって下記のとおり請願致しますので何卒よろしくお取りはからいますようお願い申し上げます。

記

請願地：大阪市都島区大東町3丁目、大阪市旭区赤川4丁目、淀川河川公園毛馬地区・城東貨物線鉄橋付近

1. 河川工事完了後現行のまま、青少年健全育成を目的とした少年野球場として使用させてください。
2. 現行のまま、青少年健全育成を目的とした少年野球場として使用できない場合は、現行地域近郊地を青少年健全育成を目的とした少年野球場として確保させてください。

請願申請人

大阪市旭区高殿6丁目



1番16号

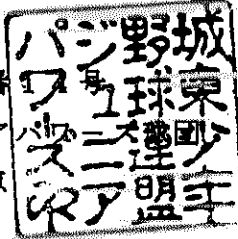
日本少年野球連盟 大阪都島少年硬式野球協会

代表 小林 恵二



請願地 別添付近見取図 B地点

大阪市都島区都島本通5丁目2番



城東少年野球連盟 城東ジュニア

代表 田中 満 菅



請願地 別添付近見取図 A地点

大阪市城東区野江3丁目2番10号

城東少年野球連盟 城東グリーンフェニックス球団

代表 桑 島 一 輝



請願地 別添付近見取図 B地点

大阪市城東区鳴野東3丁目7番15号

城東少年野球連盟 城東コスモボーイズ球団

代表 勝 田 哲



請願地 別添付近見取図 C地点

大阪市都島区友洲町1丁目5番61-1



都島少年軟式連盟 都島タイガース球団

代表 奥 澤 俊 夫



請願地 別添付近見取図 D地点

大阪市東淀川区東淡路3丁目6番1-104号

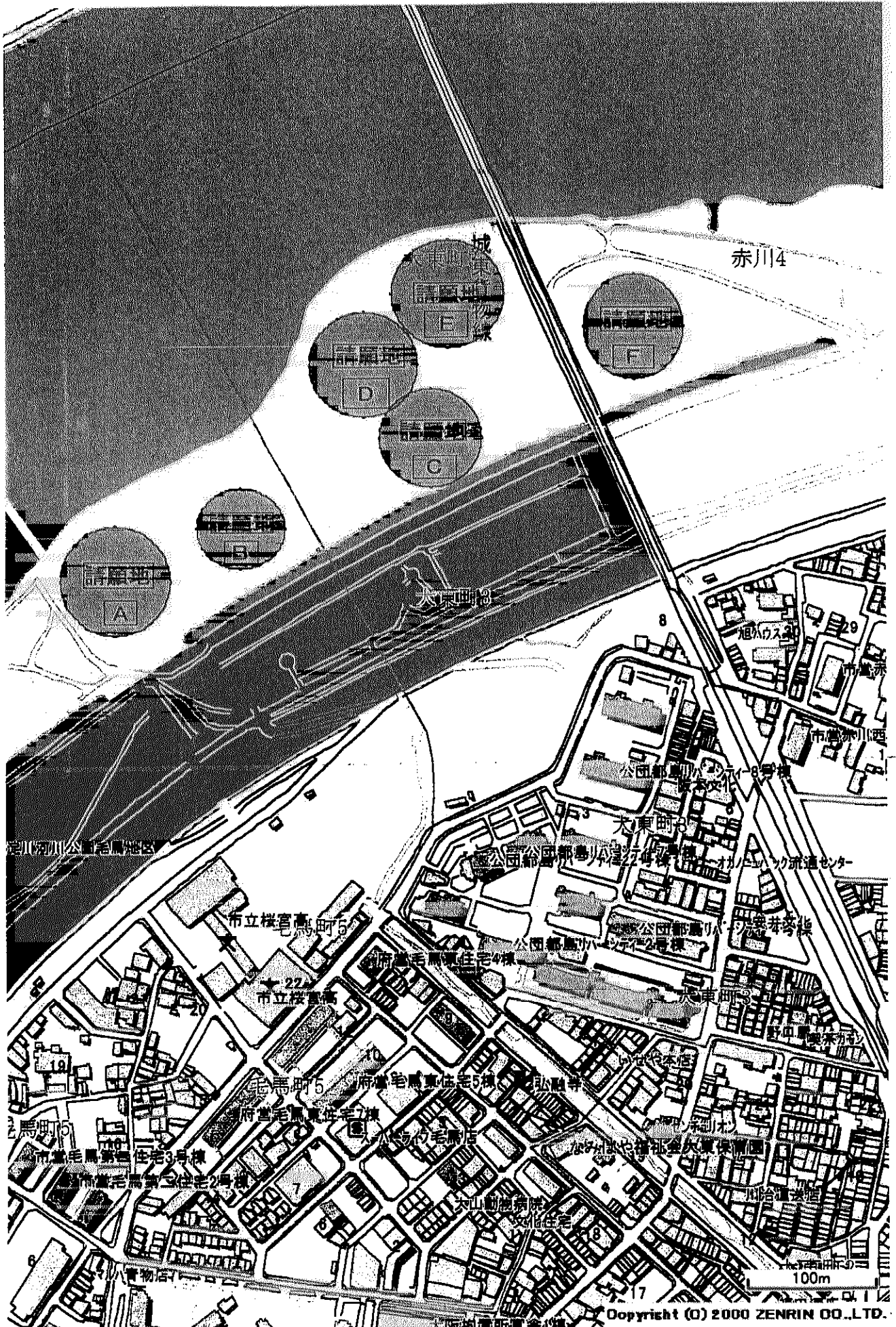
エバークリーンス球団

監督 松 本 重 俊



請願地 別添付近見取図 F地点

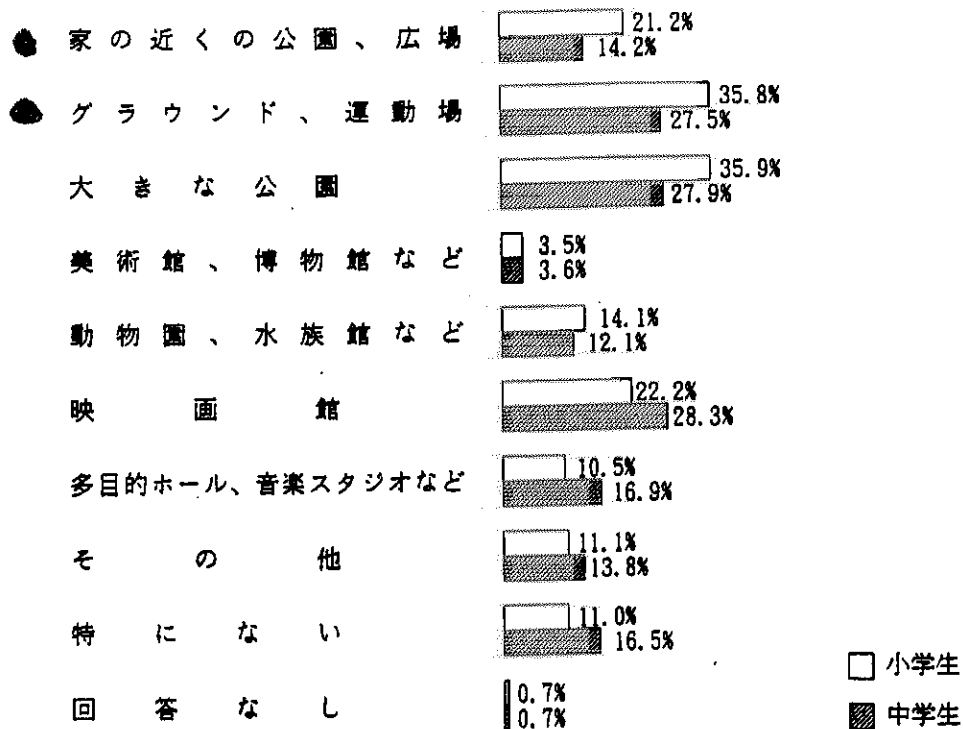
請願地付近見取図



5-2. 増えてほしいと思う遊び場について

友だちとの交遊関係などは以上のとおりであるが、増えたらよいと思う遊び場〔問20〕を2つまできいた結果をまとめると、図40のとおりであり、「小学生」では、「(大阪城公園、長居公園くらいの) 大きな公園」(35.9%)と「(野球・サッカーなどができる) グラウンド、運動場」(35.8%)とをあげたものが多く、以下、「映画館」の22.2%、「家の近くの(小さな)公園、広場」の21.2%、「動物園、水族館など」の14.1%、「多目的ホール、音楽スタジオなど」の10.5%の順で、「美術館、博物館など」は3.5%にとどまっているが、「その他」が11.1%あり、また11.0%が「特にない」としている。他方、「中学生」の場合は、「映画館」の28.3%、「(大阪城公園、長居公園くらいの) 大きな公園」の27.9%、「(野球・サッカーなどができる) グラウンド、運動場」の27.5%などとしたものが多く、以下「多目的ホール、音楽スタジオなど」の16.9%、「家の近くの(小さな)公園、広場」の14.2%、「動物園、水族館など」の12.1%の順で、「美術館、博物館など」はやはり3.6%にとどまり、「その他」が13.8%、「特にない」が16.5%となっている。

図40 増えたらよいと思う遊び場について



湖沼・河川の水質の保全に関する意見

湖沼・河川における動力船に排気に係る化学物質汚染対策

湖沼、河川に対する、水質汚濁に関する水質汚濁防止法より企業等の点源に対する規制、監視は厳しく行われており、水道水源（取水）の水質管理は水道事業者により一定の化学物質については行われている。しかし、非点源からの汚染の監視、その他の化学物質に関する監視は十分ではない。

2001年、環境団体調査により水上バイクより排出された未燃焼ハイオクガソリンによる汚染と考えられる化学物質 MTBE（メチルターシャリーブチルエーテル）が琵琶湖の水から高濃度で検出され、環境こだわり県によって、琵琶湖の水上バイク遊興水域はじめてベンゼンが検出された。また、その後旧運輸省、関係業界により1999年に、環境基準の1.8倍のベンゼンが琵琶湖で検出されていたが、管理者である環境こだわり県にすら報告されていなかったことが判明した。

現行法令に基づく、環境こだわり県の対応は琵琶湖は閉鎖性水域であるにもかかわらず将来にわたる長期的な影響、琵琶湖に近畿1400万の水がめであり、日本人の9人に1人がこの水を飲んでいる点、藻類、貝類、魚類、鳥類等生態系への影響、プレジャーボート数の増加、何の総量規制ない点などが考慮されておらず、海外の調査、規制状況は参考とされておらず危機管理の上、問題がある。このままでは、厚生労働省によるエイズ等の医薬品事件や農水省によるBSE事件と同じ構図で被害がででの対応になりかねない。

この問題については、既に海外において詳細な調査研究が行われており、湖沼等閉鎖性水域および、水道水源では、MTBE、多環芳香族炭化水素（PAHs）を含む有害化学物質を放出し、多大な環境負荷を生じる水上バイクの全面禁止等の厳しい措置がとられている。

特に燃焼後の排気ガスには、強い発がん性や内分泌攪乱作用をもつ多環芳香族炭化水素（PAHs）等の残存性の高い化学物質がふくまれ、将来にわたる低質、魚介類を含む琵琶湖の水環境への影響が懸念される。また、プレジャーボートの抱える潜在的環境問題は、水質以外にも騒音、安全、湖岸・海岸環境破壊、生態系への影響、大気汚染、など多岐にわたり、浅瀬を航行するときの底質の巻き上げによる生態系への影響も懸念される。このように、湖沼・河川の水環境に将来にわたり重大な被害を与えることが明白にあるにもかかわらず、問題を先送りしてきた環境こだわり県にあっては、まだ、地域協議会をもうけ住民に責任の一部をおしついたり、禁止することもせずはまだ税金を使って、モニタリングを行うような方針を示している。

水質でいえば、プレジャーボートによる汚染は「移動点源汚染」であり、従来の工場排水を対象とした水質基準等では対応できないが、これらの問題点を明らかにし、水環境保全の新しい理念を提示することが必要である。

2001年4月よりPRTTR法が施行され、化学物質の環境への排出量の把握が強化されたが、湖沼においてはその閉鎖性を考慮するとより一層、化学物質の排出源、流入及び発生量の把握と管理が求められる水俣病の例を見るように、化学物質による水質汚染は密かに進行し、被害がでるまでわからないか、修復不能にいたった後に発見され多大な損害が生じることが予想される。

21世紀=環境の世紀には、予防の原則だった調査と非点源に対する環境影響評価が必要である。

動力船に関する具体的な対策（案）

- ① エンジン、排気機構別のエンジン規制、排ガス規制
- ② 利用目的別の総量規制または、出力規制

参考文献：将来的な検討を含むタホ湖の2ストロークエンジン規制根拠となる文献アドレス

<http://www.trpa.org/Boating/MWC%20EA.pdf>

以上